

## 公益財団法人川崎市生涯学習財団補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図り、活力に満ちた市民自治社会の構築を目的として、公益財団法人川崎市生涯学習財団（以下「生涯学習財団」という。）が実施する次条に掲げる事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定める。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する学習機会及び情報提供並びに活動支援事業
- (2) 法人の管理運営事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

### (補助対象経費及び補助金の算定)

第3条 補助事業にかかる経費のうち、補助の対象となる経費は別表1に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の総額から基本財産運用益、授業料等収入、施設使用料収入その他補助事業に伴う収入額を控除した額とする。ただし、当該年度の予算額を上限とする。

### (交付の申請)

第4条 生涯学習財団は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及びその代表者氏名
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業の経費の配分及び使用方法、補助事業の完了の予定日、その他補助事業の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎
- (5) 概算払が必要な場合は、その旨及び理由
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び決定通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を生涯学習財団に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による通知後、生涯学習財団からの請求により補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金の概算払をする場合、生涯学習財団からの請求により四半期ごとに分割して交付するものとする。

(市内中小企業への優先発注)

第7条 生涯学習財団は、補助事業に係る工事の発注、物品の購入、業務を委託する場合において、1件の金額が100万円を超える場合その他市長が認める場合は、市内中小企業者（川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例（平成27年川崎市条例第84号）第2条第1号に規定する中小企業をいう。以下同じ。）により入札を行い、又はあらかじめ2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(補助事業の変更)

第8条 生涯学習財団は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更申請書（様式2）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第9条 生涯学習財団は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式3）
- (2) 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 発注実績報告書（様式4）
- (4) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（様式5）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が100万円を超える支出となる案件について記載するものとし、第7

条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 生涯学習財団は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（様式6）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は生涯学習財団に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第4号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第7条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、生涯学習財団に確定通知書（様式7）により通知するものとする。

（交付決定の取り消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 第7条の規定に違反したとき。
- (5) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

#### (補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、生涯学習財団に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

#### (書類等の整備)

第13条 補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

#### (委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表 1（第 3 条関係）

補助の対象となる経費
報酬、給料手当等、福利厚生費、臨時雇賃金、諸謝金、広告料、会議費、旅費交通費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、光熱水料費、修繕費、手数料、委託費、保険料、賃借料、什器備品費、負担金支出、租税公課、その他必要となる経費

(様式1)

年 月 日

(宛先) 川崎市長名

住 所  
団 体 名  
代表者名

年度公益財団法人川崎市生涯学習財団補助金交付申請書

- 1 名称等  
住 所  
団 体 名  
代表者名
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の経費配分等
  - (1) 経費配分及び使用方法
  - (2) 補助事業の完了予定日  
年 月 日
  - (3) 補助事業の計画
- 4 補助金の額等  
円
- 5 概算払の理由等
- 6 添付書類

(様式2)

年 月 日

(宛先) 川崎市長名

住 所  
団 体 名  
代表者名

年度公益財団法人川崎市生涯学習財団補助金交付変更申請書

- 1 名称等  
住 所  
団 体 名  
代表者名
- 2 変更しようとする補助事業の内容等
- 3 添付書類

(様式3)

年 月 日

(宛先) 川崎市長名

住 所  
団 体 名  
代表者名

年度公益財団法人川崎市生涯学習財団補助金事業実績報告書

- 1 交付額  
円
- 2 確定額  
円
- 3 返還額  
円

### 発注実績報告書

川崎市長名

所在地 〒 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

年 月 日第 号で交付決定された事業について、公益財団法人川崎市生涯学習財団補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。 (単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

#### (注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

\_\_\_\_\_

- 2. 発注先

\_\_\_\_\_

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

- (6) の理由を選択した場合、その事由内容

\_\_\_\_\_

公益財団法人川崎市生涯学習財団補助金交付要綱第7条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(様式6)

## 誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

### 案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

#### 【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(あて先)

補助事業者名称

補助事業者の代表者氏名

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名

印

資本金の額 円

職員総数 人

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)

(様式7)

川教生第 号  
年 月 日

所在地

名 称

代表者氏名 様

川崎市長名

年度公益財団法人川崎市生涯学習財団補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告がありました公益財団法人川崎市生涯学習財団補助金について、その内容を審査し、次のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

- 1 交付決定通知年月日
- 2 交付決定通知番号
- 3 交付決定額
- 4 補助金確定額
- 5 過払いの補助金の返還命令額